

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1-14
法令名	医療法			根拠条項	46の2-1
許認可等	医療法人の理事の数の認可				
<p>1 根拠規定 ○医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号) 第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。</p> <p>2 審査基準 医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知) 医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。 なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。 (参考) ○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和六一年六月二六日 健政発第四一 号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)</p> <p>4 医療法人の理事数 法第四六条の二第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。</p> <p>3 その他</p>					